

ウクライナ避難民学生対象 2026年度春セメスター常磐大学科目等履修生(留学履修生)募集要項

この募集要項は、2022年2月に発生したウクライナへのロシア軍による侵攻により、本国において学業の継続が困難になった、ウクライナ国籍を有し、ウクライナ国内の大学に在籍する学生および卒業した学生を対象に、人道的な見地から、常磐大学科目等履修生として受け入れるための募集要項です。

2024年度以降はすでに日本国内に避難し、2026年度以降も継続して日本に滞在し、本学での学修を希望する学生を対象とします。要件を満たした学生について、選考のうえ、科目等履修生(以下、留学履修生という。)として入学を許可します。

1. 募集学部

常磐大学(人間科学部、総合政策学部) ※ただし、人間科学部健康栄養学科を除く

2. 入学時期

2026年4月(2026年度春セメスター)

3. 募集人員

1名 *募集人員に達し次第、募集を打ち切ります。

4. 在籍期間(受入期間)

- (1) 留学履修生として入学を許可された人の在籍期間は、原則として1年以内です。ただし、本国の状況、および本人の学修成果ならびに希望によって、最長4年間の在籍を可能とします。
- (2) 留学履修生としての在籍期間中は、セメスター毎に、受講を希望する授業科目を開設している学部別に「科目受講願」を提出し、受講許可を得ます。

5. 支援内容(最長4年の在籍期間で、正規学生として在籍する場合は本学を卒業する年度の3月末までとなります。)

- (1) 上記在籍期間に係る授業料(選考料、登録料、履修費、を含む)の免除
※本学の入学試験を受験し、2026年度から正規学生として入学が許可された場合には、検定料、入学金、授業料、実験実習費、施設拡充費の免除
- (2) 滞在する寮(国際交流会館)に係る費用(入居費、寄宿料)の免除
- (3) 本学学生寮に併設する食堂での食事(1日2食、朝食・夕食)の無償提供(年間365日)
- (4) 奨学金(月額40,000円)の支給
- (5) 学内外でのアルバイト就労機会の支援

6. 出願資格

次の(1)~(5)のすべての要件を満たす必要があります。

- (1) ウクライナ国籍を有する人
- (2) 次のいずれかの要件を満たす人
 - ① 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した人
 - ② 通常の課程による12年の学校教育を修了した人
 - ③ 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した人と同等以上の学力があると認められた人
 - ④ 本学における個別の入学資格審査により、高等学校を卒業と同等以上の学力があると認められた人
- (3) ウクライナ国内に所在する高等教育機関等に在籍中の人
ウクライナ国内に所在する、学位もしくは称号の授与権を有する大学院、大学等の高等教育機関またはこれに準ずるものと本学の学長が認めた教育機関に在籍中の人
- (4) 本学で科目等履修生として勉学可能な日本語能力を有する人(別表1、2を参照)。なお、留学生対象科目以外の科目の受講を希望する場合、および本学の入学試験を受験し2027年度以降正規学生として本学での学位取得を目指す場合は、別表1に準じる日本語能力を有する人に限ります。
- (5) 入学の時点で満18歳以上の人

7. 在留資格

- (1) 入国時の「短期滞在」から出入国在留管理庁で「特定活動」に切り替えます。
- (2) 書類が整い次第、本学が「留学」の在留資格認定証明書の申請を行います。

8. 留学履修生の履修可能科目・単位数

- (1) 留学履修生が履修できる科目は、通常の学部課程科目に加え、留学生を対象とした「日本語科目」、「日本事情科目」、「日本研究科目」があります。
 - ① 学部課程科目
留学履修生は、それぞれの関心や専門に沿って、通常の学部課程の科目を履修することができます。
※学部課程科目の受講は、日本語能力試験N2相当以上の日本語能力を有する方に限ります。
 - ② 日本語科目
留学履修生で日本語科目の履修を希望するものは、日本語のプレイスメントテストの結果に従って、日本語のレベル1(初級)またはレベル2(中級)を履修することができます。
 - ③ 日本事情科目／日本研究科目
日本の社会、文化、歴史など日本を様々な側面から学ぶ科目が英語または日本語で提供されます。
- (2) 履修できる科目は、開講が確定している授業科目に限り、また、実験、実習、実技、および演習など、予め履修を制限するものがあります。
- (3) 履修登録者数が10人以下となった授業科目は、開講を取り消す場合があります。
- (4) 履修できる授業科目数・単位数については、特に制限はありません。ただし、「留学」の在留資格を取得し本学に在籍するためには週10時間以上の履修が必要です。本学においては7科目以上の履修が必要となります。

9. 募集方法

一般財団法人パスウェイズ・ジャパンおよび日本国際基督教大学財団が運営する「日本・ウクライナ大学パスウェイズ」の二次募集に参加し、他大学と合同で募集する(日程表①)。

10. 選考方法および日程

- (1) 選考方法
出願書類による書類選考(ただし、必要に応じてオンラインによる面接を行う場合があります)
- (2) 合格発表
出願者本人のEメールアドレスに通知します。
- (3) 日程

項目	日 程
	①日本・教育大学パスウェイズによる合同募集 ※印(表内)は、すでに日本に滞在している応募者には該当しません。
出願期間	2025年9月22日～10月10日
書類選考	11月12日～11月14日
面接選考	11月17日～11月28日
合格発表日	12月2日
在留資格認定証明書申請手続	本学受入後、「留学」の在留資格認定(変更)申請を行う
オリエンテーション	パスウェイズ・ジャパンによるオリエンテーション
本学入学手続期間	3月下旬(本学到着後すみやかに手続き)
本学入学前オリエンテーション	3月下旬

※ 上記の日時はいずれも日本における日時です。

※ 上記日程は、原則となります。緊急性、その他の状況に応じて、前後することがあります。

※ 期間のあるものは、土曜日、日曜日、日本国の祝日および本学の休業日を除きます。

11. 出願方法

- (1) 出願書類
書類は、募集要項に添付してあります。「12. 出願書類」を確認のうえ、該当する書類を使用してください。

- (2) 選考料 ～ 免除となります。
- (3) 出願書類提出方法 ～ 出願書類をスキャンしてPDFファイルに変換し、Eメールで送付してください。
【提出先】 常磐大学国際交流語学学習センター
Eメールアドレス: intlco@tokiwa.ac.jp

12. 出願書類 ※印の書類は今回必須ではありません。

- (1) 科目等履修生志願書(本学所定用紙) 1通
- (2) 所属する教育機関(大学等)の在籍証明書 1通
- (3) 所属する教育機関(大学等)の成績証明書 1通
- (4) 指導教員2名の推薦状 各1通
- (5) 健康診断証明書(本学所定書式) 1通
- (6) 日本語能力を証明する書類の写し(別表1、2を参照してください) 1通
※日本へ渡航する際、原本を持参してください。国際交流語学学習センターで原本の確認を行います。
- (7) 誓約書(本学所定書式) 1通
- (8) 在留資格認定証明書を取得するために必要な情報を記した文書(本学所定書式) 1通
- (9) 顔写真とパスポート番号が記載されているパスポートのページの実物大、高解像度の写し 1通
- (10) 経費支弁者の銀行預金残高証明書 1通 ※
- (11) 経費支弁書(本学所定書式) 1通 ※
- (12) 写真(上半身正面、縦 4.0cm×横 3.0cm、3カ月以内に撮影したもの) 1枚

【出願書類に関する留意点】

出願書類のうち、(2)、(3)、(4)、(10)の書類は、日本語または英語で作成されたものを提出してください。日本語または英語で作成されたものを提出できない場合は、原本に加え、原本を日本語または英語に翻訳した文書に翻訳証明を添付のうえ、提出してください。

13. オリエンテーション

入学後の諸手続については、オリエンテーションにて説明しますので、必ず出席してください。

14. 入学後の注意事項とお知らせ

- (1) 学籍における所属は、入学年度に履修する授業科目を開講する学部となりますが、「1. 募集学部」に記載されている学部のうちのいずれかとなります。
- (2) 前記(1)の所属にかかわらず、人間科学部および総合政策学部が開講する授業科目を受講することができます(ただし、予め履修を制限されている科目を除く)。
- (3) 特に定めのない限り、正規学生に適用される諸規則に従っていただきます。
- (4) 希望する授業科目を履修するには、授業科目担当者の承認が必要となります。場合によって、当該授業科目の履修が認められないことがあります。希望する授業科目の履修が認められず、履修科目数が7科目に満たなくなる場合には、国際交流語学学習センターを窓口として履修可能な授業科目を確認し、追加で「科目受講願」を提出いただきます。なお、留学履修生の履修取消は認められません。
- (5) 単位修得の証明を希望する人には、単位修得証明書を交付いたします。
- (6) オリエンテーションにて配布する、「科目等履修生学籍簿」を提出していただいたのち、「科目等履修生証(学生証)」を交付いたします。「科目等履修生証」は必ず携帯し、本学教職員から呈示を求められたときは、それに応じなければなりません。
- (7) 情報メディアセンター(図書館・学習室)をはじめとした学内施設を利用することができます。
※利用には、別途登録手続きが必要な施設もあります。詳細はオリエンテーションで説明いたします。
- (8) 入学後に在留資格が取り消されたときや更新ができないときは、直ちに国際交流語学学習センターに連絡してください。
- (9) 本国への帰国については、本人の意思を尊重し、相談のうえ決定します。

15. 日本での滞在方法

- (1) ウクライナ避難民学生は、原則として、本学の国際交流会館(学生寮)に滞在します。国際交流会館は、以下の利便性を備えています。
 - ① キャンパスへ徒歩 5 分程度

- ② 全館 Wi-Fi でのインターネットアクセス可
- ③ 部屋は、エアコン完備の 3 つの個室と共用のリビングルーム、シャワー・トイレから成るユニットタイプ
- ④ 各ユニットの共用リビングルームには冷蔵庫付きの簡易台所あり。また館内には、居住者全員が利用できる大きい台所とダイニングルームあり
- ⑤ 学生寮の寮監が常駐(10:00～17:00 以外)
- ⑥ キャンパス内のジムの利用(要予約)
- (2) 本学が在籍を認めた期間、国際交流会館の入居費、寄宿料は免除となります。
- (3) 本学が在籍を認めた期間、寮に併設される食堂(百葎)で、食事(朝食・夕食)が無償で提供されます。なお、利用時間以外で食事を摂ることはできません。

16. アルバイト、その他学内・学外での活動

- (1) 週28時間以内で、学内・学外でのアルバイトに従事することが可能です。
- (2) 本学に在籍する間、留学履修生は、本学が実施するさまざまな国際交流活動(外国語会話交流活動や授業補助者としての活動など)に参加することが強く推奨されます。参加協力した内容に応じて、謝礼(プリペイドカード、等)が支給されます。

17. 加入する保険および費用負担

留学履修生は、法律および本学の規則に基づいて以下の保険に加入しその費用を負担します。

- ① 国民健康保険料(月額約2,000円)
- ② 学生教育研究災害傷害保険(年間1,340円)
- ③ 留学生総合保険(年間11,500円)

<別表1>

留学履修生として、留学生対象科目以外の科目を受講する場合、さらに本学で学位取得を目指す場合は、目安として下記のいずれかの日本語能力が必要とされます。

1	公益財団法人日本国際教育支援協会および独立行政法人国際交流基金が実施する日本語能力試験のN1(1級)またはN2(2級)に合格している
2	独立行政法人日本学生支援機構が実施する日本留学試験(日本語(読解、聴解および聴読解の合計))の200点以上を取得している

※ 上記以外の日本語能力を証明する試験の合格やスコアについても認められる場合がありますので、その場合は事前相談の時に申し出てください。

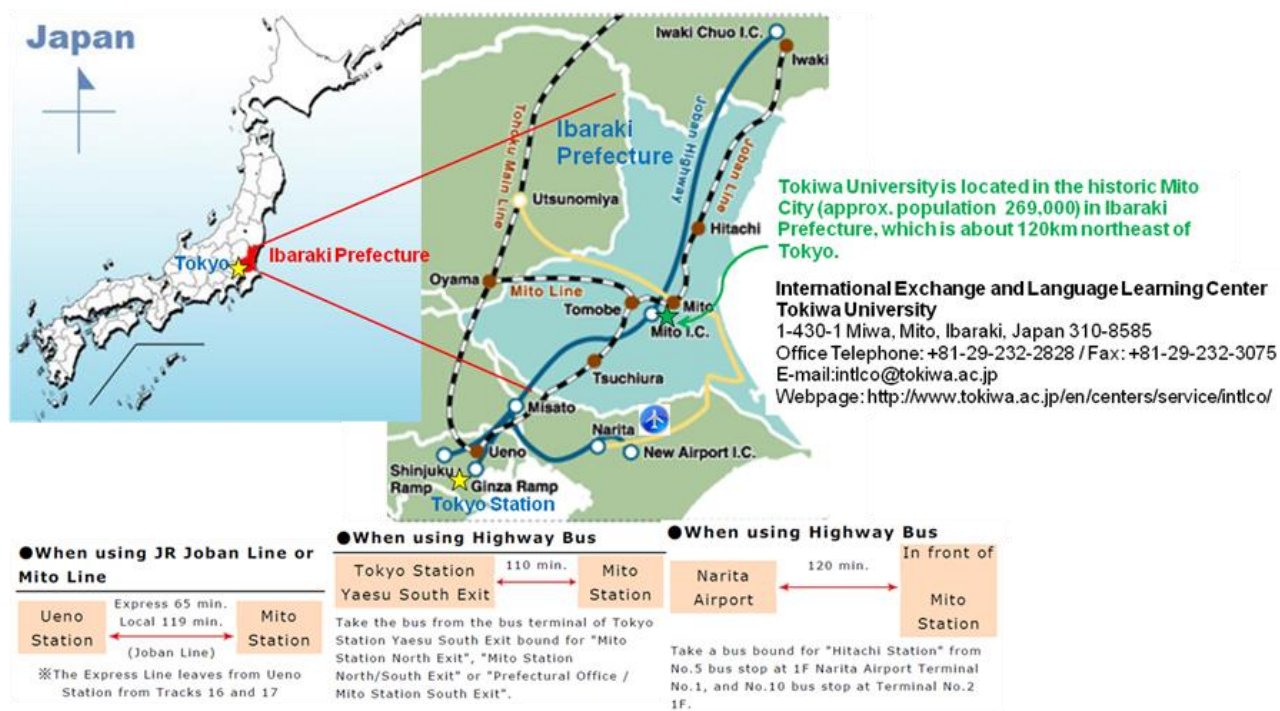
<別表2>

留学履修生として、留学生科目を中心に受講する場合は、目安として下記のいずれかの日本語能力が必要とされます。

1	公益財団法人日本国際教育支援協会および独立行政法人国際交流基金が実施する日本語能力試験(JLPT)N3相当以上の日本語能力を有している
2	公益財団法人日本漢字能力検定協会が実施するBJTビジネス日本語能力テスト・JLRT聴読解テスト(筆記テスト)においてJ2(420点)以上取得している
3	日本語検定協会・J.TEST事務局が実施するJ.TEST実用日本語検定のD級以上の認定を受けている

※ 上記以外の日本語能力を証明する試験の合格やスコアについても認められる場合がありますので、その場合は事前相談の時に申し出てください。

<常磐大学案内マップ>



【問い合わせ先】

常磐大学

国際交流語学学習センター

日本国茨城県水戸市見和1-430-1

電話番号: +81-29-232-2828、Fax番号: +81-29-232-3075

Eメールアドレス: intlco@tokiwa.ac.jp